

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六―〇―七四

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

改正前

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、漁業監督官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員(人事院が定める職員に限る。)及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員(人事院が定める職員に限る。)とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三十二条 補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員(人事院が定める職員に限る。)及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員(人事院が定める職員に限る。)とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。

職員	一～三 (略)	四 麻薬取締官
職務	(略)	一 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る犯人又は被疑者 の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る勾引状、勾留状 又は収容状の執行

職員	一～三 (略)	四 麻薬取締官
職務	(略)	一 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る犯人又は被疑者 の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、 あへん又は覚醒剤に関する 犯罪に係る勾引状、勾留状 又は収容状の執行

六〇八 (略)	五 漁業監督官
(略)	一 外国漁船による漁業に関する犯罪の捜査 二 外国漁船による漁業に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三 外国漁船による漁業に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行

別表第二（第五条関係）

一 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から

五〇七 (略)	
(略)	

別表第二（第五条関係）

一 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第六号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から

第七号までに掲げる機関を除く。）

二〇五 (略)

六 消費者庁

七 こども家庭庁

八〇十六 (略)

十七 農林水産省（次号及び第十九号に掲げる

機関を除く。）

十八〇二十一 (略)

二十二 国土交通省（次号及び第二十四号に掲

げる機関を除く。）

二十三〇二十八 (略)

第五号までに掲げる機関を除く。）

二〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇十四 (略)

十五 農林水産省（次号及び第十七号に掲げる

機関を除く。）

十六〇十九 (略)

二十 国土交通省（次号及び第二十二号に掲げ

る機関を除く。）

二十一〇二十六 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(人事院規則一―五七の一部改正)

第二条 人事院規則一―五七(復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇(職員の災害補償)別表第二の規定の適</p>	<p>(復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇(職員の災害補償)別表第二の規定の適</p>

用については、同表中「第八号」とあるのは

「第八号及び第八号の二」と、「八」デジタル

「八」デジタル庁

庁」とあるのは

八の二 復興庁

とする。

用については、同表中「第六号」とあるのは

「第六号及び第六号の二」と、「六」デジタル

「六」デジタル庁

庁」とあるのは

六の二 復興庁

とする。